

## 工事請負契約約款の一部改正について

改正民法（令和 2 年（2020 年）4 月 1 日）及び改正建設業法（令和 2 年（2020 年）10 月 1 日）の施行に伴い、工事請負契約約款を一部改正しました。

### 【適用開始日】

令和 2 年 10 月 1 日

### 【主な改正の内容】

- 現場代理人及び主任技術者等について  
改正建設業法において、監理技術者を補佐する監理技術者補佐が規定されたことから、当該者を設置する場合は、発注者への氏名等の通知を要することとしました。（第 10 条関係）
- 著しく短い工期の禁止について  
改正建設業法において、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、契約変更を行う場合においても、工事従事者の労働条件が適正に確保されるようにするため、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならないこととしました。（第 21 条関係）

### 【適用開始日】

令和 2 年 4 月 1 日

### 【主な改正の内容】

- 契約の保証について  
契約の保証について、その契約が破産管財人等による解除の場合にも保証されるものでなければならないこととしました。（第 4 条）
- 契約不適合責任について  
「瑕疵」について「契約不適合（種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの）」と文言を改め、履行の追完請求と代金の減額請求等を規定しました。（第 44 条）  
なお、契約不適合を理由として追完請求、損害賠償の請求、代金の減額請求又は契約の解除をすることができる期間は、引渡しから原則 2 年（設備機器等は 1 年）としました。（第 56 条）

- 契約の解除について

発注者と受注者の契約解除権を催告解除と無催告解除に分けて規定し直しました。

(第46条～第48条、第50条～第52条)

また、契約の解除に伴う措置として、工事の完成後の契約解除となった場合、解除に伴って生じる事項の処理については、民法の規定に従って協議して決めることとしました。(第53条)

- 損害賠償請求等について

損害賠償請求の要因が契約及び取引上の社会通念に照らして相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、損害賠償請求できないこととしました。(第54条、第55条)